

---

# 相続を知ろう

## 早わかり！相続対策のポイント

### 第8回

## 相続人が最低限もらえる財産の割合：遺留分

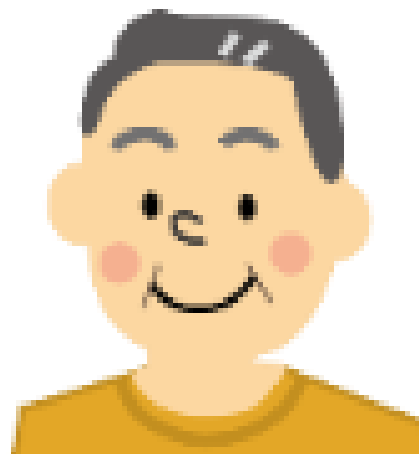
---

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

# 1. 相続人が最低限もらえる財産の割合って？

---

相続人は、最低限どれだけの財産を受け取ることができるんだろう？



遺留分

## 2. 遺留分

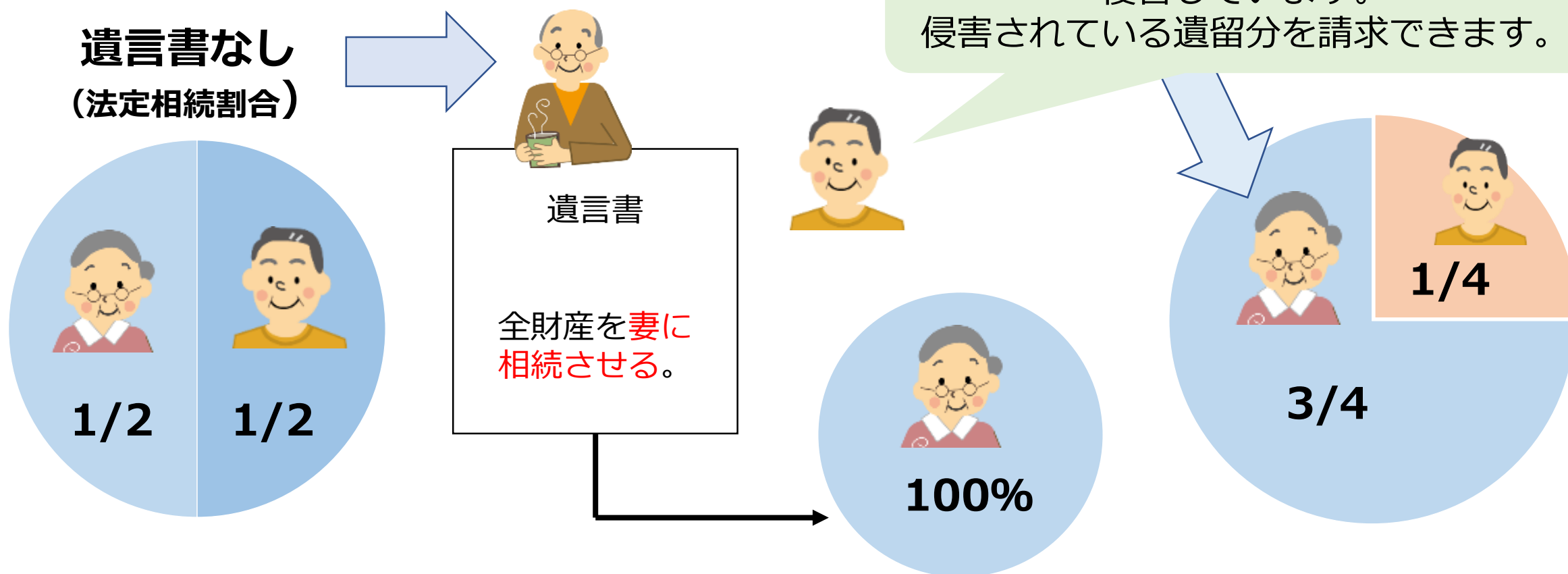
**遺留分：相続人が相続できるものとして、民法で保障されている一定割合の財産の相続分。遺言作成時には注意が必要。**

### 法定相続分と遺留分

	配偶者がいる場合		配偶者がいない場合
相続人	<b>配偶者</b>	<b>子</b>	<b>子</b>
法定相続分	1/2	1/2	100%
<b>遺留分</b>	<b>1/4</b>	<b>1/4</b>	<b>1/2</b>
相続人	<b>配偶者</b>	<b>父母</b>	<b>父母</b>
法定相続分	2/3	1/3	100%
<b>遺留分</b>	<b>1/3</b>	<b>1/6</b>	<b>1/3</b>
相続人	<b>配偶者</b>	<b>兄弟姉妹</b>	<b>兄弟姉妹</b>
法定相続分	3/4	1/4	100%
<b>遺留分</b>	<b>1/2</b>	<b>なし</b>	<b>なし</b>

# 3. 遺留分侵害額請求権

(例) 法定相続人：配偶者・子ども1人



## 遺留分侵害額請求権とは：

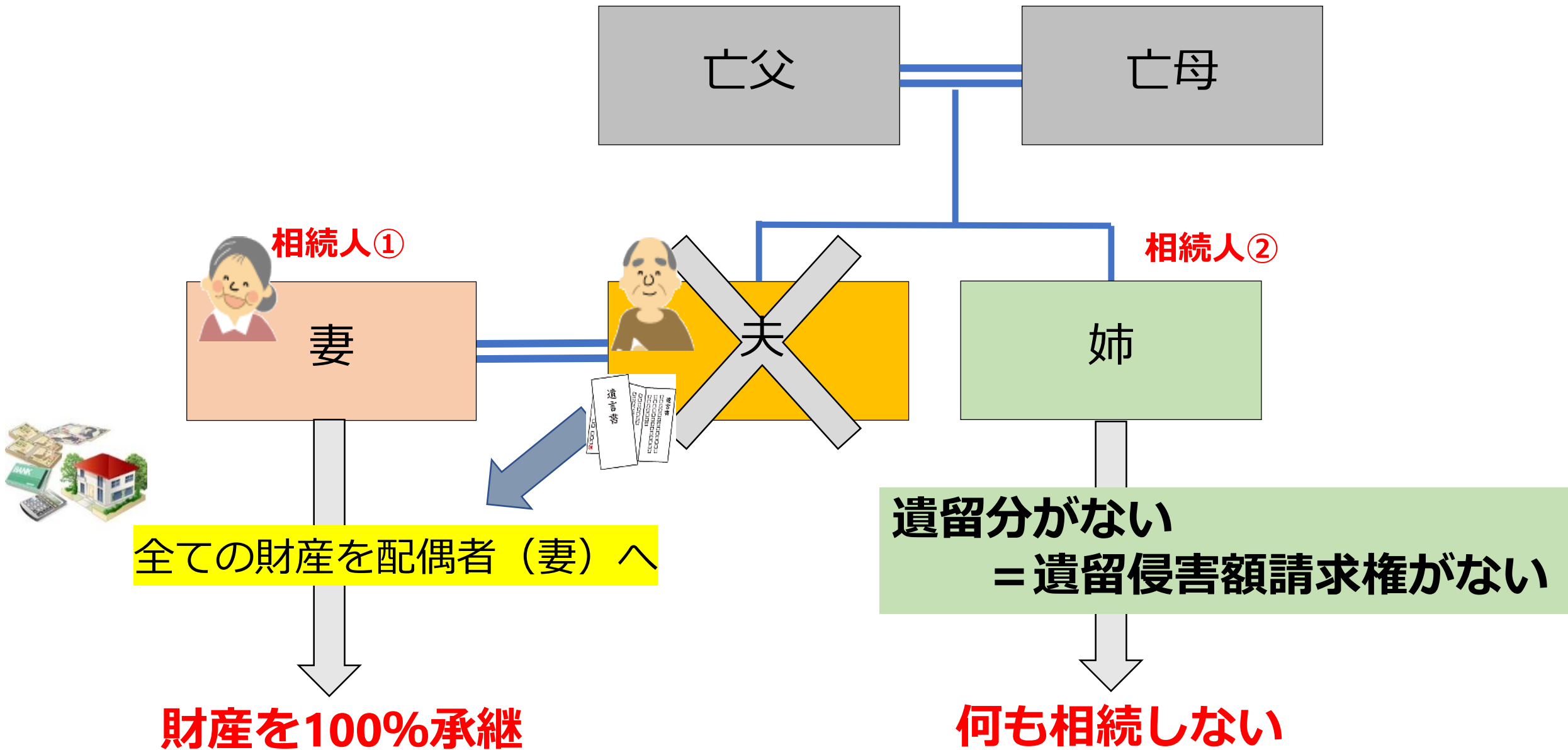
- ・ 相続が開始し、遺留分が侵害されていることを知った時から**1年以内**に遺留分相当額の金銭を請求する。

※相続および遺贈があったことを知らない場合、相続開始日から**10年経過後**請求権は消滅する。

- ・ 遺留分を侵害しても遺言全部が無効になるわけではない。

# 4. 遺留分侵害額請求権

**遺留分侵害額請求権 ⇒ 遺留分のある人しか請求できない**



### 【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

### 【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

### 【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本S T O協会